

事 務 連 絡
令和元年 11月 8日

関 係 団 体 各位

中部運輸局総務部長

公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について

平素は、国土交通行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省大臣官房長より別紙のとおり通知がありましたので、貴団体におかれましても、本趣旨についてご理解のうえ、傘下会員に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

国官総第 389 号

令和元年10月29日

機関の長等 殿

地方部局長 殿

国土交通省大臣官房長（公印省略）

公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について（依頼）

標記について、令和元年10月25日付け「公用文等における日本人の姓名のローマ字表記に関する関係府省庁連絡会議」において、別添のとおり申合せを行いました。

日本人の姓名のローマ字表記については、国語審議会答申「国際社会に対応する日本語の在り方」（平成12年12月8日）により「姓一名」の順とすることが望ましいとされているところです。今般の申合せにより、各府省庁が作成する公用文等において日本人の姓名をローマ字により表記する際、原則として「姓一名」の順で表記することとしました。

ついては、この申合せの趣旨を御理解いただくとともに、この趣旨に沿って対応いただけるよう、御配慮をお願いします。

また、標記について、所管の法人等に対して御周知くださるようお願いいたします。



「地方部局長」

「機関の長等」

東北地方整備局長 殿	近畿運輸局長 殿	国土交通政策研究所長 殿
関東地方整備局長 殿	神戸運輸監理部長 殿	国土技術政策総合研究所長 殿
北陸地方整備局長 殿	中国運輸局長 殿	国土交通大学校長 殿
中部地方整備局長 殿	四国運輸局長 殿	国土交通大学校柏研修センター所長 殿
近畿地方整備局長 殿	九州運輸局長 殿	航空保安大学校長 殿
中国地方整備局長 殿	東京航空局長 殿	運輸審議会首席審理官 殿
四国地方整備局長 殿	大阪航空局長 殿	国土地理院長 殿
九州地方整備局長 殿	札幌航空交通管制部長 殿	小笠原総合事務所長 殿
北海道開発局長 殿	東京航空交通管制部長 殿	海難審判所長 殿
北海道運輸局長 殿	神戸航空交通管制部長 殿	
東北運輸局長 殿	福岡航空交通管制部長 殿	
関東運輸局長 殿	(以下は別個)	
北陸信越運輸局長 殿	内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 殿	
中部運輸局長 殿	内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿	

公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について

〔 令和元年 10 月 25 日 〕
〔 関係府省庁申合せ 〕

グローバル社会の進展に伴い、人類の持つ言語や文化の多様性を人類全体が意識し、生かしていくことがますます重要となっており、このような観点から、日本人の姓名のローマ字表記については、「姓一名」という日本の伝統に即した表記としていくことが大切である。

したがって、今後、各府省庁が作成する公用文等において、日本人の姓名をローマ字表記する際は、原則として「姓一名」の順で表記することとし、下記のとおり取り扱うこととする。

なお、本件の対応に当たりシステムの改修を要するなど、特別の事情がある場合は、当分の間これによらなくてもよい。

記

- 1 各府省庁が作成する公用文等における日本人の姓名のローマ字表記については、差し支えのない限り「姓一名」の順を用いることとする。
- 2 各府省庁が作成する公用文等のうち、次のものを対象とする。なお、国際機関等により指定された様式があるなど、特段の慣行がある場合は、これによらなくてもよい。
 - (1) 各行政機関が保有する外国語（英語等）のウェブサイト、ソーシャルメディア
 - (2) 外国語（英語等）で発信する文書（二国間・多数国間の共同声明等、白書、基本計画、戦略、答申）
 - (3) 我が国及び各行政機関が主催する会議（公開）における名簿、ネームプレート等
 - (4) 外国語（英語等）の文書（書簡、国際機関・相手国などに対し我が方立場を説明する資料、その他の原議書による決裁を要する文書）
 - (5) 外国語（英語等）による行政資料等
 - (6) 我が方大使の信任状・解任状の英仏語訳
 - (7) 交換公文等の署名欄、国際約束の署名権限委任状の英仏語訳
- 3 各府省庁が作成する公用文等において日本人の姓名をローマ字表記する際に、姓と名を明確に区別させる必要がある場合には、姓を全て大文字とし（YAMADA Haruo）、
「姓一名」の構造を示すこととする。

- 4 地方公共団体，関係機関等，民間に対しては，日本人の姓名のローマ字表記については，差し支えのない限り「姓一名」の順を用いるよう，配慮を要請するものとする。
- 5 上記の内容は，令和2年1月1日から実施するものとする。ただし，各府省庁において対応可能なものについては，実施日前から実施することができる。